

受理 令和 年 月 日
午前 午後 時 分

離婚届

届出日を記入してください。

令和 元年 5 月 1 日届出

北海道旭川市長

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日			
送付 令和 年 月 日 第 号	北海道旭川市長 印			
受 付 書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附	票 住民票 通 知

方書も住民登録どおり記入してください。

本届書中
字訂正
字加入
字削除
届出印
旭川
旭川

死亡等、現在いなくても実父母の名前を記入してください。

(1) 氏名	夫 あさひかわ いちろう 旭川市郎	妻 あさひかわ まちこ 旭川町子
生年月日	大正 平成 39 年 1 月 6 日	大正 平成 41 年 7 月 10 日
住所	旭川市春光台3条4丁目 2 5	旭川市東光4条3丁目 8 6
本籍	北海 旭川市春光台3条4丁目2	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	法77条の2	
未成年の子の氏名	旭川太郎	旭川ゆきこ
同居の期間	昭和 63 年 1 月 から	平成 17 年 3 月 まで
別居する前の住所	旭川市春光台3条4丁目 2 5	
別居する前の世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世界帯（日々または1年未満の契約の雇用者は5） 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他	婚姻中の氏	
届出人署名	夫 旭川市郎	妻 旭川町子

詳細は別紙に書いていただきます。

婚姻中の氏

住所を定めた年月日
夫 S R 年 月 日
妻 S R 年 月 日

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキ（消えるボールペン）で書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は1通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。

そのほかに必要なもの
 調停離婚のとき → 調停調書の謄本
 審判離婚のとき → 審判書の謄本と確定証明書
 和解離婚のとき → 和解調書の謄本
 認諾離婚のとき → 認諾調書の謄本
 判決離婚のとき → 判決書の謄本と確定証明書

成人2名分必要です。

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
(よみかた) 署名 (※押印は任意)	あさひかわ よしお 旭川 良夫 (良旭夫川) むらた はなえ 村田 花枝 (村田)
生年月日	大正平成 14年 10月 24日 大正平成 18年 2月 9日
住所	旭川市5条通17丁目 111-07 稚内市大黒4条9丁目 3-20
本籍	北海道旭川市5条通17丁目 111-07 北海道天塩郡天塩町新栄通6丁目 8

→ 証人に不備がある場合は受付できないことがあります。

□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。)

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
 届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基礎統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考案しなければならないこととされています。

- 未成年の子がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 面会交流について取決めをしている。
 - ☑まだ決めていない。
- 経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の□にあてはまるものにしるしをつけてください。
 - 養育費の分担について取決めをしている。
 - ☑まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子を定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。
 養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&Aをご覧ください。面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の支援をご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
 【法テラス・サポートダイヤル】070-07074 【公式ホームページ】<https://www.lawteラス.or.jp>

署名は必ず本人が自著して下さい。
 離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続が必要となりますので、ご注意ください。
 なお、離婚届と同時にこれらの届けを出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。

	本人確認	不受理
夫	有(運))無 通	有・無
妻	有(運))無 通	有・無
使者	有(運))無 氏名 住所 電話 関係	
通知	令和 年 月 日	

日中連絡の取れるところ
 電話 (夫) 090-1234-5678 番
 (妻) 080-1234-5678 番
 自宅・携帯・勤務先・呼出 方